

## 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成20年7月18日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 菊川 滋

分任支出負担行為担当官

関東財務局東京財務事務所立川出張所長 三

宅 曉長

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

### 1 事業概要

(1) 品目分類番号 41、42、75、78

(2) 事業名 立川地方合同庁舎（仮称）整備等

事業

(3) 事業場所 東京都立川市緑町4番2, 4番3

(4) 事業内容 入札参加者は、開札の結果、落

札者とされた者が、立川地方合同庁舎（仮

称）整備等事業（以下、「本事業」という。）

の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法

律第86号）に定められる株式会社（以下「事

業者」という。)を設立し、以下の業務を行う。

① PFI事業 PFI手法(BTO方式)による、立

川地方合同庁舎(仮称)及びその附帯施設

(以下「本施設」という。)の設計、建設、

工事監理、維持管理、運営に関する業務

(入居予定官署:東京法務局立川出張所、

関東財務局東京財務事務所立川出張所、東

京国税局立川税務署、東京税関立川出張所、

東京労働局立川公共職業安定所、東京労働

局立川労働基準監督署、関東農政局東京農

政事務所昭島統計・情報センター、東京地

方協力本部立川出張所。)

(5) 事業期間 事業契約締結日から平成34年3

月31日まで。

## 2 競争参加資格

(1) 基本的要件

① 入札参加者は、以下の③に掲げる業務を

実施する、複数の企業により構成されるグ

ループ(以下「応募グループ」という。)で

あること。また、入札参加者は応募グル

プを構成する企業の中から、応募グループ  
を代表する企業（以下「代表企業」とい  
う。）を定めるとともに、当該代表企業が応  
募手続を行うこととする。

② 代表企業及び応募グループを構成する企  
業は、基本協定の締結後に会社法に定める  
株式会社として設立する事業者に出資を行  
うものとする（代表企業は必ず事業者に出  
資を行うものとするが、応募グループを構  
成する全ての企業が事業者に出資する必要  
はない。）。

なお、事業者の株主は以下の要件を満た  
すこととする。

ア 代表企業及び代表企業以外の応募グル  
ープを構成する企業で事業者に出資した  
企業（以下「構成員」という。）である株  
主が、事業者の株主総会における全議決  
権の2分の1を超える議決権を保有し、  
かつ、応募グループ以外の株主の議決権  
保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、関東地方整備局及び関東財務局（以下、両者を総称して「国」という。）の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

③ 入札参加者は、代表企業、構成員及び協力会社（応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接下記の業務を受託又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）のそれぞれが、下記のいずれの業務に携わるかを明らかにすること。

ア 設計業務 本施設の設計業務  
イ 建設業務 本施設の建設業務  
ウ 工事監理業務 本施設の工事監理業務  
エ 維持管理業務 本施設の維持管理業務  
オ 運営業務 本施設の運営業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社の

うち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、発注者はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

⑤ 応募グループを構成する企業のいずれかが、

他の応募グループを構成する企業でないこと。

⑥ 応募グループを構成する企業のいずれかと

資本関係又は人的関係のある者が、他の応募

グループを構成する企業でないこと。ただし、

当該応募グループの協力会社と資本関係又は

人的関係のある者が他の応募グループの協力

会社である場合を除くものとする。

⑦ 上記⑥において、「資本関係又は人的関係

のある者」とは、次のア又はイに該当する

者をいう。

ア 資本関係

次のA又はBに該当する二者の場合。

ただし、Aについて子会社（会社法第2

条第3号及び会社法施行規則（平成18年

法務省令第12号）第3条の規定による子

会社をいう。以下同じ。）又はBについて

子会社の一方が、会社更生法（平成14年

法律第154号）第2条第7項に規定する更

生会社（以下「更生会社」という。）又は

民事再生法（平成11年法律第225号）第2

条第4号に規定する再生手続が存続中の

会社である場合を除く。

A 親会社（会社法第2条第4号及び

会社法施行規則第3条の規定による

親会社をいう。以下同じ。）と子会社

の関係にある場合。

B 親会社と同じくする子会社同士の

関係にある場合。

イ 人的関係

次のA又はBに該当する二者の場合。

ただし、Aについては、会社の一方が更

生会社又は民事再生法第2条第4号に規

定する再生手続が存続中の会社である場

合は除く。

A 一方の会社の役員が、他方の会社の

役員を現に兼ねている場合。

B 一方の会社の役員が、他方の会社の

会社更生法第67条第1項又は民事再生

法第64条第2項の規定により選任され

た管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本

関係又は人的関係が認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定等を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定等を受けていること。）。

③ 会社更生法に基づく更生手続の開始の申

立てがなされている者又は民事再生法に基  
づく再生手続の開始の申立てがなされてい  
る者（上記②の再認定を受けた者を除く。）  
でないこと。

④ 第1次審査資料の提出期限の日から開札  
の時までの期間に、関東地方整備局長（以  
下「局長」という。）から「工事請負契約に  
係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月  
29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止  
措置要領」という。）に基づく指名停止措置  
を受けていない者であること。なお、建設  
コンサルタント業務等及び役務の提供等に  
関する有資格業者においても、指名停止措  
置要領が準用（平成10年8月5日付け建設  
省厚契発第33号及び平成14年10月29日付け  
国官会第1562号。）されているので留意する  
こと。

⑤ 国が本事業に関する検討を委託した株式  
会社日建設計（協力事務所として東京青  
山・青木・狛法律事務所及びMA&P総合

会計事務所) 又はこれらの者と資本面若し

くは人事面において関連がある者でないこ

と。

⑥ 入札説明書に定める有識者等委員会の委

員が属する企業又はその企業と資本面若し

くは人事面において関連がある者でないこ

と。

⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営

を支配する建設業者又はこれに準ずる者と

して、国土交通省発注工事等からの排除要

請があり、当該状態が継続している者でな

いこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協

力会社（以下「設計企業」という。）は、次の

要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築関係建設コンサルタント業

務」に係る平成19・20年度一般競争（指名

競争）参加資格の認定を受けていること

(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は、次のアからエによること。なお、入札参加者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとするが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該

分野の具体的な業務内容、当該分野を追加

する理由及び主任担当技術者の経歴を明確

にするものとする。

ア 建 築 建築士事務所の開設者がそ

の業務に関して請求することのできる報

酬の基準（昭和54年建設省告示1206号）

における別表第2、1設計（以下「別

表」という。）における(1)及び(2)

イ 構 造 別表における(3)及び(4)

ウ 電気設備 別表における(5)及び(6)

ただし、(6)のエレベーター、エスカレ

ーター等の設計は除く。

エ 機械設備 別表における(7)から(10)

まで。ただし、(6)のエレベーター、エ

スカレーター等の設計を含む。

④ 次のアからオに示す業務を実施する管理

技術者及び各主任担当技術者を配置できる

こと。

また、上記③に示す分担業務分野以外の

分野を追加する場合は、管理技術者の下で

当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑤、⑦及び⑨の要件を満たしていなければならないものとする。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 建築主任担当技術者については、別表における(1)及び(2)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

ウ 構造主任担当技術者については、別表における(3)及び(4)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

エ 電気設備主任担当技術者については、別表における(5)及び(6)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。ただし、(6)のエレベーター、エスカレーター等の設計は除くものとする。

オ 機械設備主任担当技術者については、

別表における(7)から(10)までの業務につ

いて、管理技術者の下で担当技術者を統

括する業務。ただし、(6)のエレベーター、

エスカレーター等の設計を含むものとす

る。

⑤ 管理技術者及び建築主任担当技術者は、

設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係に

あること。

⑥ 管理技術者、建築主任担当技術者及び構

造主任担当技術者は、一級建築士であるこ

と。また、電気設備主任担当技術者及び機

械設備主任担当技術者は、一級建築士又は

建築設備士であること。

⑦ 配置予定の技術者が地方公務員である場

合は、地方公務員法（昭和25年法律第261

号）第38条第1項の規定を満たしているこ

と。

⑧ 次のアからエに示す要件を満たす管理技

術者及び各主任担当技術者を配置できるこ

と。

ア 平成8年4月1日以降に、次のエに示す新営工事の業務（施設の建設工事の完成・引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）に携わった実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあってはAの、電気設備主任担当技術者にあってはBの、機械設備主任担当技術者にあってはCの項目に該当する実績を有していること。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することはない。また、入札参加表明に係る

資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならぬものとする。

## エ 実績要件

A 管理技術者、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者

a 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付随する共用部分の床面積を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占める施設又は事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の床面積（これに付

隨する共用部分の床面積を含む。) が

下記 c の要件を満たす施設を指すも

のとする。

b 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリ

ート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積10,000m<sup>2</sup>以

上

d 階 数 地上8階以上かつ地下

1階以上

B 電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A a に同じ

b 建物規模 A c に同じ

c 階 数 地上3階以上

d 工事種目 電灯設備及び火災報知

設備

C 機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A a に同じ

b 建物規模 A c に同じ

c 階 数 地上3階以上

d 工事種目 空気調和設備及び排水

## 設備

- ⑨ 管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。
- ⑩ 管理技術者及び各主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として3件未満であること。

### (4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」に係る平成19・20年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立

てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

② 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）

について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数がアからウに示す点数以上であること。）。

ア 建築工事 1,200点以上

イ 電気設備工事 1,100点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 1,100点以上

③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業も上記①及び②を満たしている者であること。

④ 次のアからウの各工事に携わる建設企業

は、平成 8 年 4 月 1 日以降に、元請として完成・引渡しが完了した、アからウに掲げる要件を満たす新営工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。ただし、アからウの各工事を複数の建設企業が共同して行う場合は、そのうち一者が当該施工実績を有すること。また、アからウの各工事を複数の企業が工区（ア建築工事の場合）又は工事種目（イ電気設備工事又はウ暖冷房衛生設備工事の場合）（以下「工区等」という。）ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が当該施工実績を有するものとする。

なお、いずれの場合であっても、当該施工実績が平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）

に係るものにあっては、評定点合計（工事

成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定

点（評定点が修正された場合にあっては、

修正評定点）をいう。）が65点未満のものを

除く。

ア 建築工事

a 建物用途 (3)⑧エ A a と同じ

b 構 造 (3)⑧エ A b と同じ

c 建物規模 (3)⑧エ A c と同じ

d 階 数 (3)⑧エ A d と同じ

イ 電気設備工事

a 建物用途 (3)⑧エ B a と同じ

b 建物規模 (3)⑧エ B b と同じ

c 階 数 (3)⑧エ B c と同じ

d 工事種目 (3)⑧エ B d と同じ

ただし、工事種目は、電灯設備と火

災報知設備が別々の電気設備工事の実

績でもよいものとするが、それぞれ上

記 a から c まで全ての条件を満たす工

事とする。

## ウ 暖冷房衛生設備工事

a 建物用途 (3)⑧エ C a に同じ

b 建物規模 (3)⑧エ C b に同じ

c 階 数 (3)⑧エ C c に同じ

d 工事種目 (3)⑧エ C d に同じ

ただし、工事種目は、空気調和設備

と排水設備が別々の暖冷房衛生設備工

事の実績でもよいものとするが、それ

ぞれ上記 a から c まで全ての条件を満

たす工事とする。

⑤ 次のアからウの各工事に携わる建設企業

は、自らが携わる各工事においてアからウ

に示す要件を満たす監理技術者又は主任技

術者を当該工事期間中に専任で配置できる

こと。ただし、複数の建設企業がアからウ

の各工事を共同して行う場合は、それらの

うち一者が次の技術者を専任で配置できる

ものとする。また、複数の建設企業がアか

らウの各工事を工区等ごとに分担して行う

場合は、工区等ごとに工事を分担するそれ

ぞの者が次の技術者を専任で配置できる  
ものとする。

また、入札参加表明に係る資料提出時点  
において、監理技術者又は主任技術者を決  
定できないことにより複数名の候補者をも  
って競争参加資格確認資料を提出すること  
は支障ないものとするが、いずれの候補者  
についても次の要件を満たしていなければ  
ならないものとする。

監理技術者又は主任技術者については、  
各担当工事の施工完了までの間、病気・死  
亡・退職等極めて特別な場合でやむを得な  
いとして国に承認された場合の外は、変更  
を認めない。

#### ア 建築工事

a 一級建築施工管理技士又はこれと同  
等以上の資格を有する者であること。  
なお、「これと同等以上の資格を有す  
る者」とは、一級建築士の免許を有す  
る者又は国土交通大臣若しくは建設大

臣が一級建築施工管理技士と同等以上

の能力を有すると認定した者である。

b 平成8年4月1日以降に、上記④ア

の要件を満たす新営工事（建築一式工

事）を元請として施工した経験を有す

る者であること（共同企業体の構成員

としての経験は、出資比率が20%以上

の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあっては、監理技術者

資格者証及び監理技術者講習終了証を

有する者又はこれに準ずる者であるこ

と。なお「これに準ずる者」とは、以

下の者をいう。

・ 平成16年2月29日以前に交付を受

けた監理技術者資格者証を有する者。

・ 平成16年2月29日以前に監理技術

者講習を受けた者であって、平成16

年3月1日以降に監理技術者資格者

証の交付を受けた者である場合は、

監理技術者資格者証及び指定講習受

講修了証を有する者。

d 配置予定の監理技術者又は主任技術

者にあっては、直接的かつ恒常的な雇

用関係が必要であるので、その旨を明

示することができる資料を求めるこ

があり、その明示がなされない場合は

入札に参加できないことがある。

イ 電気設備工事

a 一級電気工事施工管理技士又はこれ

と同等以上の資格を有する者であるこ

と。

なお、「これと同等以上の資格を有す

る者」とは、技術士（電気・電子部門、

建設部門又は総合技術監理部門（選択

科目を「電気・電子」又は「建設」と

する者）に合格した者。）又は国土交通

大臣若しくは建設大臣が一級電気工事

施工管理技士と同等以上の能力を有す

ると認定した者である。

b 平成8年4月1日以降に、上記④イ

の要件を満たす新営工事（工事種目に

ついてシステム一式を施工しているこ

と）を元請として施工した経験を有す

る者であること（共同企業体の構成員

としての経験は、出資比率が20%以上

の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあっては、監理技術者

資格者証及び監理技術者講習終了証を

有する者又はこれに準ずる者であるこ

と。

なお「これに準ずる者」とは、以下

の者をいう。

・ 平成16年2月29日以前に交付を受

けた監理技術者資格者証を有する者。

・ 平成16年2月29日以前に監理技術

者講習を受けた者であって、平成16

年3月1日以降に監理技術者資格者

証の交付を受けた者である場合には、

監理技術者資格者証及び指定講習受

講修了証を有する者。

d 配置予定の監理技術者又は主任技術

者にあっては、直接的かつ恒常的な雇

用関係が必要であるので、その旨を明

示することができる資料を求めるこ

があり、その明示がなされない場合は

入札に参加できないことがある。

ウ 暖冷房衛生設備工事

a 一級管工事施工管理技士又はこれと

同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有す

る者」とは、技術士（機械部門（選択

科目を「流体工学」又は「熱工学」と

する者に限る。）、上下水道部門、衛生

工学部門又は総合技術監理部門（選択

科目を「流体工学」、「熱工学」又は上

下水道部門若しくは衛生工学部門に係

るものとする者に限る。）に合格した

者。）、「技術士法施行規則の一部を改正

する省令（平成15年文部科学省令第36

号）」による改正前の技術士（機械部門

(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。)、  
水道部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。)に合格した者。)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

b 平成8年4月1日以降に、上記④ウの要件を満たす新営工事(工事種目についてシステム一式を施工していること)を元請として施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

c 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者又はこれに準ずる者であるこ

と。

なお「これに準ずる者」とは、以下

の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

d 配置予定の監理技術者又は主任技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

#### (5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）

は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築関係建設コンサルタント業

務」に係る平成19・20年度一般競争（指名

競争）参加資格の認定を受けていること

（会社更生法に基づく更生手続開始の申立

てがなされている者又は民事再生法に基づ

く再生手続開始の申立てがなされている者

については、手続開始の決定後、局長が別

に定める手続に基づく一般競争参加資格の

再認定を受けていること。）。

② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務

所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分

担して行う場合は、いずれの工事監理企業

においても上記①及び②を満たしている者

であること。

④ 次のアからエに示す業務を実施する工事

監理者及び各監理主任技術者を配置できる

こと。

なお、各監理主任技術者の分担する業務

内容は、次に関する業務を総括し、工事監

理者を補助する業務とする。

ア 工事監理者については、建築基準法

(昭和25年法律201号) 第5条の4第2項

に規定する業務及び統括に関する業務。

イ 建築監理主任技術者、構造監理主任技

術者については、別表における(2)及び

(4)に関する実施設計図書に基づく工事監

理。

ウ 電気設備監理主任技術者については、

別表における(6)に関する実施設計図書に

に基づく工事監理。ただし、(6)のエレベー

ター、エスカレーター等は除くものとす

る。

エ 機械設備監理主任技術者については、

別表における(8)及び(10)に関する実施設

計図書に基づく工事監理。ただし、(6)の

エレベーター、エスカレーター等を含む

ものとする。

⑤ 工事監理者及び建築監理主任技術者は、

工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関

係にあること。

⑥ 工事監理者、建築監理主任技術者、構造

監理主任技術者、電気設備監理主任技術者

及び機械設備監理主任技術者は、平成 8 年

4 月 1 日以降に、完成・引渡しが完了した

次のアからウの要件を満たす新着工事の工

事監理実績を有することとし、工事監理者

の実績については、建築基準法第 5 条の 4

第 2 項に規定する工事監理者としての実績

であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれにつ

いて複数名とすることは支障ないものとす

るが、工事監理者及び各監理主任技術者の

兼務はいずれも認めないものとする。

また、入札参加表明に係る資料提出時点

において、工事監理者又は各監理主任技術

者を決定できないことにより複数名の候補

者をもって競争参加資格確認資料を提出す

ることは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならぬものとする。

工事監理者及び各監理主任技術者については、各担当工事の工事監理業務が完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、前記(4)④アの要件を満たす者であること。

さらに、工事監理者については、躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。

また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、前記(4)④イに示す要件を満たす者であること。

また、前記(4)④イ d に示す工事種目の全て

のシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、前

記(4)④ウに示す要件を満たす者であること。

また、前記(4)④ウdに示す工事種目の全て

のシステム一式を含むこと。

⑦ 配置予定の技術者が地方公務員である場

合は、地方公務員法第38条第1項の規定を

満足していること。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又

は協力会社（以下「維持管理企業」という。）

は、次の①から③までの要件を満たすこと。

① 平成19・20・21年度一般競争（指名競

争）入札参加資格（全省庁共通）審査にお

いて、資格の種類が「役務の提供等（建物

管理等各種保守管理）」であり、競争参加地

域が「関東・甲信越」で「A」、「B」又は

「C」等級に格付けされている者であるこ

と。

② 維持管理業務を行うにあたって必要な資

格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 維持管理業務を複数の維持管理企業で分

担する場合は、いずれの維持管理企業にお

いても上記①及び②の要件を満たしている

者であること。

#### (7) 運営企業の参加資格要件

運営業務に携わる代表企業、構成員又は協

力会社（以下「運営企業」という。）は、次の

①から④までの要件を満たすこと。

① 平成19・20・21年度一般競争（指名競

争）入札参加資格（全省庁共通）審査にお

いて、資格の種類が「役務の提供等（建物

管理等各種保守管理）」であり、競争参加地

域が「関東・甲信越」で「A」、「B」又は

「C」等級に格付けされている者であるこ

と。

② 運営業務を行うにあたって必要な資格

（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 警備を実施する運営企業においては、警

備業法（昭和47年法律第117号）第4条に基

づく認定を有すること。

④ 運営業務を複数の運営企業で分担する場

合は、いずれの運営企業においても上記①

から③までの要件を満たしている者である

こと。

### 3 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって

入札し、入札価格が予定価格の範囲内である

者のうち、(2)によって得られる基礎点と評価

点の合計を入札価格で除した数値（以下「評

価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に

添付する「立川地方合同庁舎（仮称）整備等

事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」と

いう。）に基づき審査する。ただし、第二次審

査資料に要求範囲外の事業提案が記載されて

いた場合、その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が要求水準（必須項目）をすべ

て充足しているかについて審査を行い、審

査結果において事業提案がすべての要求水

準（必須項目）を充足している場合は適格

とし、一項目でも充足しない場合若しくは

記載のない場合は欠格とする。なお、適格

者については、基礎点を付与する。

② 事業提案のうち国が特に重視する項目

（加算点項目）について、その提案が優れ

ていると認められるものについては、その

程度に応じて評価点を付与する。加算点項

目は、選定基準による。

(3) (1)において、評価値の最も高い者が2者以

上あるときは、当該者にくじを引かせて落札

者を決定する。

#### 4 入札手続き等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都

心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館 17階

関東地方整備局 総務部 契約課 工事契

約調整係

電話048-601-3151（代） 内線2535

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成20年7月18日（金）から平成20年10月

16日（木）まで U R L : <http://www.ktr.mlit.go.jp/>にて交付する。

(3) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

平成20年7月22日（火）から平成20年8月

20日（水）18時00分まで、上記4(1)へ郵送

（書留郵便に限る。）すること。

(4) 入札書及び事業提案の提出日、場所及び提出方法

平成20年10月16日（木）まで、上記4(1)へ

郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 開札の日時及び場所

平成20年12月3日（水）14時00分。

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都

心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館17階国土交

通省関東地方整備局総務部契約課入札室にて

おこなう。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。ただし、事業者は、

設計業務、建設業務、工事監理業務の履行

を確保するため、施設引渡日までを期間と

して、次のアからウのいずれかの方法によ

る事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保

証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保

証金に代わる有価証券その他の担保の提

供

a 契約保証金に代わる担保となる有価

証券等の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の

支払を保証する銀行、国が確実と認め

る金融機関又は保証事業会社（公共工

事の前払金保証事業に関する法律（昭

和27年法律第184号) 第2条第4項に規定

する保証事業会社をいう。) の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基

づく契約保証金の納付に代わる担保の提

供

a 債務の不履行により生ずる損害をて

ん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保

険金額は、設計費、建設工事費及び工事監

理費に相当する額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のし

た入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした

者のした入札及び入札に関する条件に違反し

た入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指

定する性能等の要求水準を満たしている提案

をした入札者の中から、入札説明書で定める

総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関

連する業務に関する他の契約を本事業の契約

の相手方と随意契約により締結する予定の有

無 無

(8) 事業提案のヒアリングを行う。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4 (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定等を受けていない

企業を本事業に係る業務に携わる者とする場

合の参加

上記 2 (2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、

(7)①までに掲げる一般競争参加資格の認定等

を受けていない企業も、上記 4 (3)により参加

表明書等を提出することができるが、競争に

参加するためには、開札の時において当該企

業が資格の認定等を受け、かつ、入札参加者

が競争参加資格の確認を受けていなければら

ない。なお、競争参加資格に関する問い合わせ

せ先は 4 (1) とする。

(11) 詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity: Shigeru Kikukawa

Director-General of Kanto Regional Deve-

lopment Bureau, Ministry of Land, Infras-

tructure, Transport and Tourism

Official in charge of disbursement of

the procuring entity: Akihisa Miyake Tac-

hikawa Sub-Office of Local Finance Offi-

ce, Tokyo Local Finance Office, Kanto Loc-

al Finance Bureau, Ministry of Finance

(2) Classification of the services to be p

rocured: 41, 42, 75, 78

(3) Subject matters of the contract:

PFI-based contract of design, construct-

ion and operation of the Tachikawa Regi-

onal Government Office Building (provis-

ional name) (BT0-scheme)

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail:6:00 P.M. 20

August 2008

(5) Time-limit for the submission of tenders by mail:16 October 2008

(6) Contact point for the project:Contract

Division, Kanto Regional Development

Bureau, Ministry of Land, Infrastructure,

Transport and Tourism, Saitamashintoshin

National Government Building Tower2, 2-1,

Shintoshin Chuouku, Saitama city, Saitama

330-9724 Japan

Phone: 048-601-3151 (ext. 2535)